

業務指示書

プロジェクト研究「開発途上国における交通調査および交通需要予測にかかる調査」

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求められるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（ ）業務主任者（総括）については補強を認めません。

○業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市交通計画にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市交通計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 交通需要予測】

- 1) 類似業務の経験：交通調査および交通需要予測にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月16日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(US\$1 = 105.440 円 , EUR1 = 115.974 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市交通計画

交通需要予測

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.42 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月3日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名(氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント(JV構成員及び補強を含む。)は、本業務(協力準備調査)の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される)見込みです。

() 本件受注コンサルタント(JV構成員及び補強を含む。)及びその関連会社/系列会社(親会社を含む。)は、本業務(詳細設計)の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務(調達補助を含む。)以外の役務(審査、評価を含む。)及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
プロジェクト研究「開発途上国における交通調査および交通需要予測にかかる調査」

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／都市交通計画	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 交通需要予測	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1 業務の背景

都市交通計画の策定は、目指す都市像を実現するために、交通の担うべき役割や都市の骨格を決める重要なプロセスである。JICAはこれまで、開発途上国の60以上の都市において、都市交通マスタープランの策定やフィージビリティ調査を実施し、都市交通計画策定にかかる支援を行ってきた。計画策定に必要な交通動態を把握する調査として、主にパーソン・トリップ調査（以下、「PT調査」）を行っている。PT調査は、統計的に有効なサンプル数を確保すべく1-3%のサンプル率とするのが一般的であり、調査対象者の数が多いため（都市人口500万人では最低5万人（1万世帯程度）のサンプルを要する）、調査員の訓練や予備調査の実施なども含めると6~8ヶ月程度の期間と多大な費用が必要となる。また、PT調査実施後10年程度で、交通データを更新し施策に反映させる必要があるが、開発途上国政府には同等の調査を実施できる予算と人材を確保できないことがほとんどであり、より現実的なデータ更新の手法が求められている。

一方、PT調査から得られたデータから都市交通需要を予測する手法として、トリップベースでの分析手法が広く用いられているが、この推定法は個人の一連の行動の連続性を考慮しない、一日の中の時間による交通量の変化を表せない交通量予測をするなど、複数の弱点を有している。これらの欠点を克服すべく、海外では新しい手法が開発され実用化されており、開発途上国特有の交通動態（例：立ち寄り行動：車で子供を学校に送ってから出勤し運転手が車で家に戻る）を反映し、より実態に即した予測が可能になる可能性がある。さらに、近年、世界では携帯電話やスマートフォンなど、利用者の行動を追跡できる端末が急激に普及しており、ここから得られる情報を利用した新しい交通データ収集方法も様々な機関で研究・試行されており、今後JICAのPT調査の効率化にも活用できる可能性がある。

加えて、これまで長期的な開発像を描くマスタープラン策定や個別具体的な事業のフィージビリティ調査を中心に協力を行ってきたが、特定地域の交通需要マネジメント（TDM）等のソフト施策など技術協力の支援ニーズもあると考えられる。

かかる背景の下、本プロジェクト研究は、JICAが開発途上国において都市交通計画策定を支援する際の、交通調査及び需要予測の課題及び改善策を整理・検討し、開発途上国の都市交通分野の協力内容について整理することを目的として実施する。

2 業務の目的

本プロジェクト研究は、以下三点を目的として実施する。

- (1) JICAが開発途上国において都市交通計画策定を支援する際の、交通調査及び需要予測の課題及び改善策を整理・検討する。
- (2) 交通調査と同時に実施してきた社会・経済にかかるデータの収集方法を整理する。
- (3) 開発途上国の都市交通分野の交通調査を伴う協力ニーズについて整理する。

3 調査対象地域

本プロジェクト研究は、国内での分析・検討作業及び海外での調査からなる。

4 求められる成果

- (1) PT調査の特徴と課題の整理

- (2) 海外における交通調査及び交通需要予測の新しい手法の情報収集・分析
- (3) 開発途上国における交通調査及び交通需要予測（新規・更新）の在り方の整理
- (4) 社会経済フレームデータの収集方法の整理（Household Interview Survey、通勤通学調査等）
- (5) 開発途上国における都市交通分野の協カニーズの整理・検討

5 業務の範囲

本業務は、「1 業務の背景」、「2 業務の目的」及び「6 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7 業務の内容」に記載する業務を実施し、「8 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6 実施方針及び留意事項

(1) 検討会の設置

外部有識者、都市交通分野のコンサルタント、JICA 関係者からなる検討会を設置する。

本プロジェクト研究では、都市交通計画と交通行動分析に関わる外部有識者、コンサルタント、及び JICA 関係者からなる検討体制を構築し、調査の節目で検討会を開催する。外部有識者からは都市交通調査・分析における専門的知見を踏まえた助言を得ることとしている。本業務の実施にあたって、コンサルタントは検討会において調査方針、調査計画、調査結果、報告書（案）等について、説明・報告し、外部有識者及び同分野のコンサルタントからの助言・意見を踏まえ、JICA の指示に基づき必要な対応を行う。現時点で想定されている、検討会の外部有識者は配布資料のとおり。また、検討会への参加人数は 25 名～30 名程度を想定している。

(2) 学会への発表等への協力

本プロジェクト研究の検討状況及び成果を、JICA が国内外の学会で発表する場合には、その取りまとめに協力すること。

7 業務の内容

(1) インセプション・レポート（IC/R）の作成

本調査の実施方針、作業計画、実施体制等を取りまとめ、IC/R を作成し、内容に関し JICA の承認を得る。

(2) 第一回検討会

外部有識者、同分野のコンサルタント及び JICA 関係者に対して、IC/R を説明し、意見交換を行う。この際、海外での調査先について、外部有識者からの助言をもらうこと。必要に応じて、調査の実施方針、実施方法の修正について JICA と協議し、決定する。

(3) PT 調査を中心とした交通調査及び交通需要予測手法のレビュー

我が国及び世界で実施されてきた交通調査及び交通需要予測手法について、文献及びヒヤリング等を通じてレビューする。想定される項目は以下の通り。

- ・ JICA がこれまでに実施した都市交通 M/P における PT 調査及び補足調査をレビューし、PT 調査の特徴と課題を整理する。また、交通調査及び交通需要予測における、開発途上国特有の課題についても整理する。その際には、JICA が実施した開発途上国の都市交通 M/P に関わったことのあるコンサルタントにヒヤリング（10 案件程度、JICA と相談の上決定）を行い、現地調査における現状・課題などについても把握する。
- ・ 純粋な交通行動の調査に加え、社会経済調査も兼ねて実施した場合には、その質問項目・収集した情報の活用方法等についても確認する。
- ・ 我が国で行われている交通調査及び交通需要予測の現状について情報収集・整理する。
- ・ 先進国の事例や他ドナーが実施した開発途上国での事例などを情報収集し、世界における交通調査及び交通需要予測の潮流を取りまとめる。

(4) 都市交通分野の協力ニーズ

上記(3)の調査と同時並行で、開発途上国における都市交通分野の協力ニーズについて、コンサルタント等からヒヤリングし、結果を分類・整理の上、取りまとめる。

(5) プロGRESS・レポート (P/R) の作成

ここまでの情報収集・整理結果を P/R として取りまとめる。

(6) 第二回検討会

上記(3)及び(4)の結果を踏まえて、検討会を開催する。参加者は外部有識者、都市交通分野に関わるコンサルタント及び JICA 関係者を想定する。

(7) 海外における都市交通需要分析に関する調査（海外調査含む）

上記(3)における、開発途上国での交通調査・交通需要予測における課題や、先進国や他ドナーの開発途上国における潮流等の整理結果を踏まえ、今後の JICA の調査業務の改善に資する可能性のある手法等を絞り込む。その上で、文献レビュー及び海外での事例調査（コンサルタント、研究者または行政機関に対するヒヤリング）を行い、情報収集・分析を行う。

海外調査先は検討会で最終決定するが、現時点ではアメリカ、フィリピン、ベトナムを想定する（各 1 週間）。アメリカは米国交通輸送調査委員会（Transportation Research Board: TRB）年次総会への参加と関係者からの情報収集、フィリピン・ベトナムは過去に JICA が実施した都市交通マスタープランの事例を踏まえて情報収集することを想定している。具体的な調査目的・項目については JICA と相談の上決定する。

なお、本案件の目的に照らして、より意味のある情報収集が可能な国・都市があれば、アメリカ、フィリピン、ベトナムにおける業務実施方法に加え、提案国・都市での業務実施方法をプロポーザルに記載すること。提案を採用する場合には、フィリピンもしくはベトナムとの入れ替えとする。よって、提案国・都市に係る経費については、見積への計上は不要とし、契約交渉で必要経費を確定する。

(8) 交通調査及び交通需要予測の新しい手法の情報収集・分析

上記(7)の情報収集結果を踏まえ、新しい調査・分析手法と既存の PT 調査手法と比較しながら、以下の項目について整理する。

- ・ デバイスの活用状況・特徴・利点・課題の整理

- ・ 調査手法：それぞれの調査手法及び収集されるデータについて、特徴・利点・課題の整理
- ・ 分析手法：トリップの見方/方法論等需要予測の各方法について、特徴・利点・課題の整理
- ・ それぞれの調査手法についてデータ更新時の調査内容の整理

それぞれの調査・分析に必要な予算、期間、PT 調査以外に必要とされる既存情報の必要性の有無、分析手法の長所・短所、分析結果の活用できる範囲、データの更新の容易さ等含む。

(9) その他調査（社会経済フレームに関連するデータ等）についての検討

従来 PT 調査と同時に行ってきた社会調査や、社会経済フレームに関連する調査など、都市交通分野の協力において必要となるその他の調査の在り方について検討・整理する。

(10) インテリム・レポート (IT/R) の作成

海外調査、新しい手法に関する分析結果を IT/R として取りまとめる。

(11) 第三回検討会

IT/R を踏まえて、検討会を開催する。参加者は外部有識者、都市交通分野に関わるコンサルタント及び JICA 関係者を想定する。

(12) モバイル空間データにかかる情報収集

モバイル空間データを活用した交通調査の実施状況や検討状況について情報収集を行い、開発途上国での活用について検討・整理する。

(13) JICA-STRADA の利点と活用方法についての整理

JICA が開発した交通需要予測モデルである JICA-STRADA の利点と今後の活用方法について整理する。
(販売ホームページ <https://www.vmi.co.jp/strada/>)

(14) 都市交通分野の協力可能性の検討

上記の検討を踏まえて、開発途上国における都市交通分野の協力可能性について整理する。また、各協力パッケージに応じて、必要な交通調査の内容及び仕様書（案）について検討し提案する。

(15) 開発途上国における交通調査及び交通需要予測の在り方の整理

開発途上国における交通調査及び交通需要予測について、新規及び更新それぞれについて、あり方を検討する。また、目的に応じた交通調査方法及び交通需要予測方法について体系的に整理し、それぞれについて調査仕様書のひな型を作成する。

(16) 開発途上国における交通調査及び交通需要予測の在り方の提案

新規及び更新に分けて、効率的な調査手法と分析手法について検討し提案する。

(17) 第四回検討会

ここまでの検討結果を踏まえて、検討会を開催する。参加者は外部有識者、都市交通分野に関わるコンサルタント及び JICA 関係者を想定する。

(18) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R) とダイジェスト案の作成

すべての調査結果を取りまとめ、DF/R とダイジェスト案（和・英）を作成する。

(19) ファイナル・レポート (F/R) とダイジェストの作成

JICA からのコメントを踏まえて、F/R とダイジェスト（和・英）を作成する。

また、ファイナル・レポートの概要について、パワーポイント形式で発表資料を作成する。

8 成果品等

(1) 調査報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品はオ・ファイナル・レポートとする。

ア. インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針・方法・作業工程・要員計画等の調査実施計画等

提出時期：調査開始時

部 数：和文 30 部（簡易製本）

イ. プロGRESS・レポート

記載事項：PT 調査を中心とした交通調査及び交通需要予測手法のレビュー、都市交通分野の協力ニーズ等にかかる情報収集結果

提出時期：調査開始から 2 ヶ月後

部 数：和文 30 部（簡易製本）

ウ. インテリム・レポート

記載事項：交通調査及び交通需要予測の新しい手法の情報収集・分析、その他調査にかかる検討結果

提出時期：調査開始から 5 ヶ月後

部 数：和文 30 部（簡易製本）

エ. ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：新しい調査手法、分析手法の提案を含めた、調査の全体成果

提出時期：調査開始から 7 ヶ月後

部 数：メインレポート 和文 30 部（簡易製本）

ダイジェスト 和文 30 部、英文 30 部（簡易製本）※20 ページ程度を想定

オ. ファイナル・レポート

記載事項：調査の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対する JICA 側からのコメント受理後 1 ヶ月以内

部 数：メインレポート 和文 50 部（製本）

ダイジェスト 和文 100 部、英文 100 部（製本）※20 ページ程度を想定

(2) 収集資料

調査時に入手した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。

(3) その他提出物

ア. 議事録等

イ. その他、本調査に関連して、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

第3 業務実施上の条件

1 業務の工程

調査は2016年10月下旬より開始し、約10ヵ月後の2017年8月中旬の終了を目処とする。

2 業務量の目途

(1) 業務量の目途 総計 10.00M/M

(2) 業務分野

要員計画の構成分野を以下に示す。

なお、業務内容および業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ・総括/都市交通計画 (2号)
- ・交通需要予測 (3号)
- ・交通調査

3 配布資料 (GIGAPODにより配布)

- ・検討会の外部有識者リスト

4 その他の留意事項

(1) 検討会運営費

検討会については、JICA 施設の使用を想定しており、運営費などは現時点で見積もりに含めないものとする。

(2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約 (複数年度契約) を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当該国の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又は JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上